



電子帳簿保存法

(電子取引データ保存制度)について

税理士 重光 善夫

Q

2024(令和6)年から電子帳簿保存法により、メール等に添付されて送付された請求書・領収証などのオンラインでやりとりしたデータについては印刷して紙保存するのではなく、電子データで保存しないといけないようですが、どういうことなのでしょう？

A. 電子帳簿保存法の改正により、2024(令和6)年からは所得税・法人税に関して帳簿・書類を保存する義務がある方が、注文書・契約書・領収書・見積書・請求書等の電子データをやりとりした場合には、その電子データ(電子取引データ)を保存することが義務付けられました。

この電子取引データを保存する場合には、真実性と可視性の確保が必要とされています。

真実性の確保とは、保存された電子取引データの内容が正しいことを裏付けることが目的で、それを確保するためには①タイムスタンプを付ける、②システムを導入する、③事務処理規程を定める、という方法で行います。

タイムスタンプやシステムを新たに購入する場合には費用がかかりますが、自分で改ざん防止のための事務処理規程を定めて守ることで確保が可能です(事務処理規程の記載のしかたについては国税庁のホームページにサンプルが掲載されていますので、利用される方はそちらをご参照ください)。

可視性の確保とは、税務署や関係者が必要な時に保存されている電子取引データを確認しやすくすることが目的で、それを確保するためにはPC一式やプリンタ等を備え付けるとともに「日付・金額・取引先」で検索できるようにします。「日付・金額・取引先」の検索要件については、専用のシステムを導入していなくても、①表計算ソフト等で索引簿を作成する、②規則的なファイル名を用いる、という方法で行うこともできます。

ただし、次に当てはまる場合には検索要件を満たしていなくても、検索要件以外の保存要件により電子取引データを保存することができます。

以下のどちらかに該当する者で税務調査において電子取引データのダウンロードの求めに応じる場合

- ・前々事業年度等の売上高が5,000万円以下の者
- ・電子取引データを印刷した書面を、日付及び取引先ごとに整理された状態で提示・提出ができるようにしている者

いずれにしても、電子データでやりとりした場合には、対応ができないことに相当な理由がある場合を除き、その電子取引データを保存しておかなければなりませんので、確実に対応する必要があります。

税理士
から一言

電子取引データの主なデータは、①電子メールに添付された見積書や請求書等、②webサイト上で確認できる領収書や請求書等、③クラウド経由で送受信された請求データ等、④クレジットカードやICカードの利用明細や請求書等、などのさまざまなデータが対象となっていますので保存漏れ等がないようにしましょう。